

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 69 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項第 13 号の規定に違反したものととして取り扱います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為</u></p> <p><u>(5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）又は特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 71 条～第 76 条 (略)</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 6（契約者が行う第 1 種 X i コピキタス契約の解除）、第 21 条の 14（その他の提供条件）、第 21 条の 12、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）、第 21 条の 14（契約者が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、X i 契約者は、電子メール（第 70 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 13 号に定めるものをいい、以下この項において同じとします。）又はショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その電子メール又は文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール又は文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第 70 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 13 号及び第 2 項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール又は文字メッセージの受信</p>	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 69 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項第 13 号の規定に違反したものととして取り扱います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）又は特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 71 条～第 76 条 (略)</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 6（契約者が行う第 1 種 X i コピキタス契約の解除）、第 21 条の 14（その他の提供条件）、第 21 条の 12、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）、第 21 条の 14（契約者が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、X i 契約者は、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第 70 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 13 号及び第 2 項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号、文字メッセージの受信時刻（当社の電気通信設備においてその文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することあらかじめ同意するもの</p>

時刻（受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール又は文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び電子メール又は文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することあらかじめ同意するものとします。

（注）（略）

第 78 条～第 80 条（略）

第 14 章（略）

料金表（略）

別表 1～別表 7（略）

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Verizon Wireless	8	-	A ● I	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

とします。

（注）（略）

第 78 条～第 80 条（略）

第 14 章（略）

料金表（略）

別表 1～別表 7（略）

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Verizon Wireless	△ 8	-	△ A △ ● △ I	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会主義共和国	VIETNAMOBILE TELECOMMUNICATIONS JOINT STOCK COMPANY	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
方	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方	ヨーロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 9 月 26 日経企第 926 号)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会主義共和国	Vietnamobile Communications Center Branch of Hanoi Telecom Joint Stock Company	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
方	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方	ヨーロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 81 条の 2～第 84 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 85 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項第 13 号の規定に違反したものととして取り扱います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為</u></p> <p><u>(5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）又は特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 85 条の 2～第 88 条 (略)</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 89 条 契約者は、第 18 条（第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除）、第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 23 条の 2（その他の提供条件）、第 23 条の 9（第 2 種一般契約者が行う第 2 種一般契約の解除）、第 23 条の 10（当社が行う第 2 種一般契約の解除）又は第 24 条（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（ B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、契約者は、<u>電子メール（第 85 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 13 号に定めるものをいい、以下この項において同じとします。）又はショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その電子メール又は文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール又は文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第 85 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 13 号及び第 2 項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール又は文字メッセージの受信時刻</u></p>	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 81 条の 2～第 84 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 85 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項第 13 号の規定に違反したものととして取り扱います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）又は特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 85 条の 2～第 88 条 (略)</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 89 条 契約者は、第 18 条（第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除）、第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 23 条の 2（その他の提供条件）、第 23 条の 9（第 2 種一般契約者が行う第 2 種一般契約の解除）、第 23 条の 10（当社が行う第 2 種一般契約の解除）又は第 24 条（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（ B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、契約者は、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第 85 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 13 号及び第 2 項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号、文字メッセージの受信時刻（当社の電気通信設備においてその文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することあらかじめ同意するものとします。</p>

(受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール又は文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。)及び文字メッセージの内容等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限り、)を通知することにかじめ同意するものとします。

(注) (略)

第90条～第93条 (略)

第14章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アメリカ合衆国 Verizon Wireless	8	-	A ● I	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

第90条～第93条 (略)

第14章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アメリカ合衆国 Verizon Wireless	△8	-	△A △● △I	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会主義共和国	VIETNAMOBILE TELECOMMUNICATIONS JOINT STOCK COMPANY	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会主義共和国	Vietnamobile Communications Center Branch of Hanoi Telecom Joint Stock Company	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 9 月 26 日経企第 926 号)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 端末設備の貸与</p> <p>(端末設備の貸与)</p> <p>第 32 条 当社は、第 1 種契約に係る契約者から請求があったときは、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより端末設備を貸与します。ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。</p> <p>(端末設備の返還)</p> <p>第 33 条 当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。</p> <p>(1) その I P 通信網契約の解除があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)</p> <p>(2) その他 I P 通信網契約の内容の変更に伴い、その I P 通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。</p> <p>第 9 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 9 月 26 日経企第 926 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、端末設備の貸与及び返還に関する部分については、平成 28 年 9 月 30 日から実施します。 (その他)</p> <p>2 経企第 607 号 (平成 28 年 7 月 22 日) の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 12 月 31 日までの間」に、同項中「その契約者回線の提供開始日が平成 29 年 3 月 31 日までの間であるとき」を「その契約者回線の提供開始日が平成 29 年 6 月 30 日までの間であるとき」にそれぞれ改めます。</p>	<p>第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 端末設備の貸与</p> <p>(端末設備の貸与)</p> <p>第 32 条 当社は、第 1 種契約 (第 5 条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目が 1 G タイプのものに限ります。) に係る契約者から請求があったときは、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより端末設備を貸与します。ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。</p> <p>(端末設備の返還)</p> <p>第 33 条 当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。</p> <p>(1) その I P 通信網契約の解除があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)</p> <p>(2) 第 5 条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目のうち、1 G タイプを選択できる営業区域外への契約者回線の移転があったとき。</p> <p>(3) その他 I P 通信網契約の内容の変更に伴い、その I P 通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。</p> <p>第 9 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>